

介護職員等特定処遇改善加算について

<介護職員等特定処遇改善加算について>

令和元年の介護報酬改定において、現行の介護職員処遇改善加算（以下、「現行加算」という。）を取得していることを前提として取得することができる介護職員等特定処遇改善加算（以下「特定加算」という。）が創設されることになりました。

特定加算は、現行加算とは別の加算であるため、特定加算を取得するためには、現行加算とは別に届け出書類を提出する必要がありますので、特定加算の取得を希望される事業者の方は、特定加算の届出等の手続きを行ってください。

特定加算の算定に際し、中新川広域行政事務組合へ届出が必要なサービス種別

- ・地域密着型通所介護
- ・（介護予防）認知症対応型通所介護
- ・（介護予防）小規模多機能型居宅介護
- ・（介護予防）認知症対応型共同生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・（介護予防）短期入所生活介護
- ・（総合事業）介護予防相当訪問型サービス
- ・（総合事業）介護予防相当通所型サービス

複数の事業所を有する事業者の場合、届出は一体として提出することができますが、指定権者が異なる場合は各指定権者に計画書一式を提出する必要があります。

<厚生労働省の通知>

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件」の公布について（平成 31 年 3 月 28 日介護保険最新情報 Vol.704）

「介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（平成 31 年 4 月 12 日老発 0412 第 8 号）

「2019 年度介護報酬改定に関する Q & A（Vol. 1）（平成 31 年 4 月 12 日）」

「2019 年度介護報酬改定に関する Q & A（Vol. 2）（令和元年 7 月 23 日）」

<令和元年度介護職員等特定処遇改善計画等の届出について>

介護職員等特定処遇改善加算は、算定を受ける年度ごとに介護職員等特定処遇改善計画書を提出する必要があります。

●提出期限

- ・令和元年 10 月サービス提供分から特定加算を算定する場合

令和元年 8 月 30 日（金） 必着

- ・令和元年 11 月サービス提供分以降から特定加算を算定する場合

加算を算定しようとする月の前々月の末日

●届出様式

- ・令和 年度介護職員等特定処遇改善加算 届出時提出書類確認表（計画書）
- ・別紙様式 2 介護職員等特定処遇改善計画書（令和 年度届出用）
- ・富山県様式 介護職員等特定処遇改善計画書（事業所別積算シート）
- ・別紙様式 2（添付書類 1）介護職員等特定処遇改善計画書（指定権者内事業所一覧表）
- ・別紙様式 2（添付書類 2）介護職員等特定処遇改善計画書（届出対象都道府県内一覧表）
※介護サービス事業所の指定権者が県内に複数ある場合に添付
- ・別紙様式 2（添付書類 3）介護職員等特定処遇改善計画書（都道府県状況一覧表）
※届出をする事業者が複数の都道府県に介護サービス事業所を有する場合に添付
- ・介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

※データの準備ができ次第、組合ホームページに掲載します。

※「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制状況一覧表」及び「介護給付費算定に係る体制状況一覧表」については、厚生労働省から未だ様式が示されていないため、現状の提出は不要ですが、示された場合、改めて提出をお願いすることがあります。

●提出先・問合せ先

中新川広域行政事務組合介護保険課保険業務係
〒930-0288
中新川郡舟橋村国重 2 4 2 番地

●提出部数 1 部